（深川幼稚園、あおい幼稚園）

令和9年度　認定こども園の利用手続きについて

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、幼稚園機能部分では、満 3 歳から小学校就学前までの子どもの教育を行い、保育園機能部分では、ご家庭でお子様を保育できない場合に、ご家族の方に代わって、0 歳から小学校就学前までの子どもを保育することを目的とした施設です。
※**深川幼稚園、あおい幼稚園は**いずれも幼稚園型認定こども園です。

認定こども園の施設を利用するには、希望する施設に応じて、「認定」を受ける必要があります。
「認定」については、以下のとおりです。

認定区分	対象となる児童
1号認定	満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）
2号認定	満3歳以上の「保育を必要とする理由」に該当する児童
3号認定	満3歳未満の「保育を必要とする理由」に該当する児童

1. 受付期間　令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで
土日、祝日を除く、開庁時間（8 時 30 分から 17 時 15 分まで）の間
（年度途中の入園の方は、利用希望月の2ヶ月前から申込み受付）

2. 受付場所　**1･2･3号認定**　継続入所　⇒　利用中の施設へ

新規入所　⇒　入園希望の施設へ

※郵送による申込みも可能です（来庁不要）。受付期間までに必着となるよう日数に余裕をもって郵送してください。
※書類不備等により受付できない場合もあります。
※ご不明な点ありましたら、事前に子育て支援課までお問い合わせください。

郵送先・問い合わせ
〒759-4192　長門市東深川1339番地2
長門市役所　子育て支援課　保育班
TEL　0837-23-1156

3. 提出書類

≪1号認定の場合≫　満3歳以上の未就学児であれば認定を受けることができます。

継続入所の場合　→　施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育認定現況届

新規入所の場合　→　施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 施設利用申込書

※『申請者（保護者）』及び『申請児童』のマイナンバーの記載が必要です。

≪2・3号認定の場合≫　保護者の**「保育を必要とする理由」**が必要です。

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 施設利用申込書

※『申請者（保護者）』及び『申請児童』のマイナンバーの記載が必要です。

②必要書類

□ 入園要件と必要書類を証明する書類

※きょうだいで同時入所の場合、**2人目以降**は証明書の原本でなく**写し（コピー）**で構いません。

保育を必要とする理由	証明書類
就労（就労時間が月52時間以上）	「就労証明書」※発行日から3か月以内のもの
就学（職業訓練を含む）	「在学証明書」＋「就学時間割」
妊娠・出産	「母子手帳の写し」
自営業（親族の自営業の手伝いを含む）	「就労証明書」※自営業を証明する書類（営業許可証・開業届の写しなど）の提出を求める場合があります
育児休業取得時に既に保育園を利用している児童の継続入所	「就労証明書」 ※ 育児休業取得中の新規入園はできません
疾病・障害・介護・看護	「申立書」＋「障害手帳等の写し」、「診断書等」
求職活動（起業準備含む）	「求職活動申立書」
災害復旧、虐待やDV	状況が分かる書類

※児童と同敷地内に住む（世帯分離も含む）、65歳未満の祖父母・おじ・おば等がいる場合はその方の証明書類も必要です。

※申込時に提出のない場合、保育園の入園承諾ができない場合があります。

※証明書類等は、発行者へ直接内容の確認を行う場合がありますのでご了承ください。

≪1～3号認定共通≫

申請者（保護者）の本人確認が必要となります。

※申し込みの際にマイナンバー及び本人確認書類を提示してください。

※郵送で申請する場合はマイナンバー及び本人確認書類の写しを添付してください。（内容確認後に破棄します）

【マイナンバーの確認書類】 ※いずれか1つ （対象者は「入所児童」と「申請者」2人分）	**【申請者の本人確認書類】** ※いずれか1つ （対象者は「申請者」の1人分）
① マイナンバーカード（顔写真付） ② マイナンバーが記載された住民票 ※記載された住所等が住民票と同一に限ります。 ※マイナンバー通知カードでは受け付けできません。	① マイナンバーカード（顔写真付） ② 免許証（顔写真付の公的身分証明書） ③公的医療保険の被保険者証、年金手帳など、本人のみ所持可能な公的機関が発行した書類のうち2つ ※マイナンバー通知カードでは受け付けできません。

≪アレルギー疾患のある、給食で除去食が必要な児童のみ≫

□アレルギー疾患生活管理指導表の提出が必要です。

※園より聞き取りがありますのでご協力ください。

食物アレルギー対応が必要な児童は、必ず入所申込書の「児童の状況」の「アレルギー」の項目に「有」に〇を記入して、除去すべき食物を記入してください。

また、新規・継続を問わず、子育て支援課備え付けの「アレルギー疾患生活管理指導表」により、医師の証明（直近3ヶ月以内のもの）をとって、入所申込み時に提出して下さい。事故防止のためご協力をお願いします。

なお、入園申請の時点でアレルギーがあるかどうかわからない場合は、あえて医療機関で検査する必要はありません。

4. 保育の必要量の認定　※施設の利用可能時間については、各施設に直接お問い合わせください。

施設を利用できる時間「保育の必要量」は「保育を必要とする理由」により認定されます。
保育標準時間　1日　11時間　　保育短時間　1日　8時間

保育を必要とする理由	保育の必要量
就労（就労時間が月120時間以上）	「保育標準時間」
妊娠・出産	
災害復旧	
虐待・DV	
就労（就労時間が月52時間以上）	「保育短時間」 就労時間が月120時間未満でも、勤務時間の都合上、常態的に「保育短時間」の利用可能時間を超える場合など、「保育標準時間」への認定が可能な場合があります。詳細は子育て支援課までご相談ください。
保護者の疾病・障害	
同居親族等の介護・看護	
就学	
育児休業取得時に既に保育を利用している児童の継続入所	
求職活動	
その他市が定める事由	市長が認める時間

※「保育の必要量」を超えての利用について

認定された「保育の必要量」の利用時間を超えて施設の利用は可能ですが、その場合は、延長保育事業を利用することとなり、保育料とは別に利用料が発生します。
利用料金は、施設ごとに設定されていますので、利用される施設にご確認ください。

5. 支給認定の有効期間

支給認定の区分によりそれぞれ有効期間が異なります。

「1・2号認定」の場合の有効期間は、「小学校就学前までの期間」

「3号認定」の場合の有効期間は、「満3歳に達する日（誕生日の前々日）までの期間」

入園期間は、原則として保育認定の有効期間と同一となります。

ただし、以下の場合は有効期間及び入園期間が制限されます。

保育を必要とする理由	認定の有効期間
妊娠・出産	出産前、出産予定日から起算して8週間前の日の属する月の1日から 出産後、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※多胎妊娠の場合は、出産または出産予定日の前14週間、後8週間
求職活動	90 日を限度とし、90 日を経過する日が属する月の末日まで ※就労が決まれば継続入所が可能
就学	卒業予定日まで
就労等の理由で入園中の方が、出産を経て育児休業を取得する場合の児童の継続入所	育児休業の終了（予定）日の前月末まで ※育児休業の終了（予定）月の初日から保育理由が就労となります ※最長子どもが生後18ヶ月に達する月の末日まで

当初の申請事項に変更が生じた場合は、速やかに「支給認定変更申請書」により支給認定の変更を行ってください。**変更申請がなされない状態で施設を利用していることが判明した場合、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。**

深川幼稚園、あおい幼稚園については、3 号認定の有効期間満了後、継続して施設利用を希望される場合は、幼稚園部分（1号認定）の利用となります。

育児休業取得後に復職する際の入所について、復職する月の初日から入所となります。

6. 入園の手続きについて

1号認定の継続入所は、現況届の提出をお願いします。

1号認定の新規入所は、申込書申請後、市から「支給認定証」を交付します。その後、施設の利用について施設と契約することとなります。

2・3号認定の新規及び継続入所は、申込書申請後、市から「支給認定証」の交付とともに利用調整の結果を通知します。その後、施設の利用について施設と契約することとなります。

7. 認定こども園一覧

※ 年齢は令和9年4月1日時点が基準となります。

公立 私立	施設名	住所	利用 定員 （人）	入所 可能 年齢	利用可能時間 （平日-土曜）	連絡先
私立	認定こども園 深川幼稚園	東深川980－26	105	満3歳	7:30～18:30	22-2033
	キッズルームふかわ		30	0 歳		
	認定こども園 あおい幼稚園	仙崎446－1	105	満3歳	7:00～19:00	27-0415
	あおいランド		39	0 歳		

※ 利用定員については、令和8年10月末現在のものであり、今後変更する場合があります。
※ 詳しくは施設へ直接お問い合わせください。

8. 保育料について

① 保育料の決定
令和9年4月1日現在の年齢及び父母の市民税所得割額の合算額により決定します。

◆保育料の算定にあたって◆
〇両親いずれもが市民税非課税かつ、収入 103 万円未満の場合、祖父母等同居の親族のうち、所得が1番高い者を家計の主宰者とみなし、保護者と家計の主宰者の税額を合算して保育料を決定します。
〇婚姻によらずひとり親となった方で、寡婦（夫）の要件を満たす方は、みなし寡婦（夫）の適用申請をすることで、税法上の寡婦（夫）控除があるものとみなして保育料の算定を行います。（みなし寡婦（夫）の適用を受けても、保育料が変わらないこともあります。）
※未申告の方については課税証明書を依頼する場合があります。

■0歳から2歳の児童
令和9年4月分から8月分までの保育料　令和8年度市民税所得割額
令和9年9月分から翌年3月分までの保育料　令和9年度市民税所得割額
} に基づき決定します。
■3歳から5歳の児童
保育料は無償化となり保護者の皆さまの負担はありません。

② **3歳未満児の保育料の完全無償化について**
令和7年4月から、長門市独自で保育料が完全無償化されました。国・県で無償化されていない3歳未満児の保育料について、保護者の所得制限や同時入所要件を設けず、第1子から無料となります。

③ 副食費（給食のおかず代）について
令和2年4月から、長門市独自の負担軽減措置により無償化されています。

※保育料以外の制服代、行事代、バス利用代などは保護者の実費負担となります。
※延長保育、一時預かり（一時保育）、病児保育は無償化の対象外です。

9. 預かり保育の無償化について

1号認定を受けて幼稚園型認定こども園を利用している3歳から5歳の児童のうち、共働き世帯などで「保育を必要とする理由」に該当する場合には、預かり保育利用料が月額12，300円まで無償となります。（満3歳から満3歳後最初の3月31日までの児童は、市民税非課税世帯のみが無償化の対象。）
保育を必要とする理由については、3 ページの「4.「保育を必要とする理由」及び「保育の必要量」の認定」をご参照ください。
預かり保育の無償化の対象になるためには、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と就労証明書等の保育を必要とする理由を証明する書類の提出が必要になります。
既に預かり保育の無償化の対象になっている方は、「施設等利用給付認定現況届」と就労証明書等の保育を必要とする理由を証明する書類の提出をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

10. その他の子育て支援事業について

① 休日保育事業

施設に直接お問い合わせください。

② 病児・病後児保育事業

病気中及び病気回復期にあって、保護者が勤務の都合等により家庭での保育が困難な場合、児童を岡田クリニック内「ながとキッズメディカルケアルーム」で保育が可能です。

岡田クリニック内（TEL22-2717）で、受付・受診後の利用となります。

・利用時間　平日8：00～18：00　土曜日8:00～12:00

・利用料金　1日2，000円　（市民税非課税世帯1，000円、生活保護世帯無料）

※ 初回は別途 1,000 円が必要です。また、昼食代も別途必要となります。

県内の他市町の病児保育施設も利用できます。利用方法や利用料等については、施設によって異なるため、事前に利用施設または利用施設が所在する市町にお問い合わせください。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が疾病や仕事等で児童を養育することが困難な場合、「俵山湯の家」において一時預かりが可能です。（休日、夜間も含む。）詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

④ ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行うことのできる人（提供会員）が会員となり助け合う会員組織です。詳しくは長門市ファミリーサポートセンター（TEL23－1610）までお問い合わせください。対象児童は、概ね生後6カ月から小学校6年生までの児童です。

・料金：平日（月～金）　7：00～19：00　600円／1時間

・土・日・祝日、上記時間以外　700円／1時間

・年末年始（12／29～1／3）　800円／1時間

※ 利用料について助成制度あり

⑤ はじめの一歩

子どもの発達に関する支援機関や支援内容について
Q＆A 方式でわかりやすく解説した、
子どもたちのよりよい支援のための情報誌です。

↓QR コードを読み込んだ画面

・冊子データ下記クリック

はじめの一歩 [PDFファイル／3.49MB]

⑥ その他

ご不明な点がありましたら、子育て支援課（23－1156）までお問い合わせください。

別記様式第１号（第３条関係）

3歳以上児の場合

記 入 例

（　令和９年度　新規・転園　）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 施設利用申込書

令和　　年　　月　　日

長門市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請し、及び保育園・幼稚園等の入園を申込みます。
また、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

① 申請者（保護者）

現住所	長門市 東深川1339番地2	連絡先電話番号	（0837）23 ― 1156
（ふりがな）氏名	長門（ながと） 太郎（たろう）	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

② 申請児童の状況　※児童の年齢は令和9年4月1日現在

（ふりがな）児童氏名	長門（ながと） 次郎（じろう）	性別	生年月日	年齢
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	(男)・女	令和 4 年 10 月 10 日生	4 歳
障害者手帳の有無	有・(無)	アレルギー	(有)・無（※詳細 乳製品・卵・蕎麦 ）	

③ 世帯の状況（申請児童を除く。）※同居親族（世帯分離も含みます）※年齢・勤務先・学校名は令和9年4月1日現在

（ふりがな）氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先・学校名等	備考
長門 太郎	父	S62 年 4 月 8 日生	39 歳	(男)・女	○○○株式会社	
長門 花子	母	H4 年 4 月 8 日生	34 歳	男・(女)		
長門 イチロウ	兄	H29 年 4 月 8 日生	9 歳	(男)・女	○△○小学校	
長門 ハナ子	妹	R6 年 7 月 5 日生	2 歳	男・(女)		
長門 波平	父の父	S34 年 4 月 8 日生	67 歳	(男)・女	自営業（農業）	
長門 フネ	父の母	S39 年 4 月 8 日生	62 歳	男・(女)	△○△株式会社	
家庭の状況	□ 生活保護世帯　□ ひとり親世帯　□ 在宅障害児（者）のいる世帯					

④ 希望する施設等

希望する保育施設等	□ 保育園・認定こども園（保育部分）【2号認定・3号認定】 ☑ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】			
利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日 から　令和 11 年 3 月 31 日 まで			
利用を希望する施設名	第1希望	○○○幼稚園（希望理由）自宅から最も近いため	保育時間	□保育標準時間 □保育短時間 ☑教育標準時間 利用希望時間 （8：30 ～ 14：30）
	第2希望	○△○幼稚園（希望理由）自宅から２番目に近いため		
	第3希望	（希望理由）		

⑤ 保育を必要とする理由等（1号認定を希望される方は不要）

父親	□就労　□疾病・障害　□介護・看護　□就学　□求職活動 □育児休暇中に既に保育を利用している児童の継続入所　□その他（　）
母親	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護・看護　□就学　□求職活動 □育児休暇中に既に保育を利用している児童の継続入所　□その他（　）

別記様式第１号（第３条関係）

3歳未満児の場合

記 入 例

（　令和９年度　新規・転園　）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 施設利用申込書

令和　　年　　月　　日

長門市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請し、及び保育園・幼稚園等の入園を申込みます。
また、市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

① 申請者（保護者）

現住所	長門市 **東深川1339番地2**	連絡先電話番号	（ 0837 ） 23 ― 1156
（ふりがな）氏名	**長門（ながと） 太郎（たろう）**	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

② 申請児童の状況　※児童の年齢は令和9年4月1日現在

（ふりがな）児童氏名	**長門（ながと） 次郎（じろう）**	性別	生年月日	年齢
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	(男)・女	令和 6 年 10 月 10 日生	2 歳
障害者手帳の有無	有・(無)	アレルギー	(有)・無（※詳細 **乳製品・卵・蕎麦** ）	

③ 世帯の状況（申請児童を除く。）※同居親族（世帯分離も含みます）※年齢・勤務先・学校名は令和9年4月1日現在

（ふりがな）氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先・学校名等	備考
長門 太郎	**父**	S62 年 4 月 8 日生	39 歳	(男)・女	**○○○株式会社**	
長門 花子	**母**	H4 年 4 月 8 日生	34 歳	男・(女)	**△△△株式会社**	
長門 イチロウ	**兄**	H29 年 4 月 8 日生	9 歳	(男)・女	**○△○小学校**	
長門 ハナ子	**姉**	R4年 7 月 5 日生	4 歳	男・(女)	**○○○幼稚園**	
長門 波平	**父の父**	S34 年 4 月 8 日生	67 歳	(男)・女	**自営業（農業）**	
長門 フネ	**父の母**	S39 年 4 月 8 日生	62 歳	男・(女)	**△○△株式会社**	
家庭の状況	□ 生活保護世帯　□ ひとり親世帯　□ 在宅障害児（者）のいる世帯					

④ 希望する施設等

希望する保育施設等	☑ 保育園・認定こども園（保育部分）【2号認定・3号認定】 □ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】			
利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日 から　令和　年　月　日 まで ※終了日は空欄で OK です			
利用を希望する施設名	第1希望	○○○○○○（希望理由） **自宅から最も近いため**	保育時間	□保育標準時間 ☑保育短時間 □教育標準時間 利用希望時間 （ 8 ： 30 ～ 14 ： 30 ）
	第2希望	**△△△保育園**（希望理由） **自宅から 2 番目に近いため**		
	第3希望	**△○△保育園**（希望理由） **職場から近いため（通勤途中）**		

⑤ 保育を必要とする理由等（1号認定を希望される方は不要）

父親	☑就労　□疾病・障害　□介護・看護　□就学　□求職活動 □育児休暇中に既に保育を利用している児童の継続入所　□その他（　）
母親	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護・看護　□就学　□求職活動 □育児休暇中に既に保育を利用している児童の継続入所　□その他（　）

転職や、退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、**申請が必要**となります。

主な変更の内容	提出書類	
	変　更 申請書	その他の必要な書類
長門**市外に転出**する	ー	退園届（私立園は園に提出） ※長門市外に転出後も長門市内の保育所等の利用を継続したい場合は、転入した市へご相談ください。
長門**市内の転居**	○	ー
世帯構成に変化があった ※離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任など	○	ー
仕事をやめた（求職中になった）	○	求職活動申立書
就労状況がかわった ※勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった　など	○	就労証明書
保育標準時間／保育短時間を変更したい	○	就労証明書
産前産後休業（出産事由の認定期間）の取得	○	母子手帳の写し ※表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	就労証明書
育児休業を取得した場合にすでに保育所等を利用しているお子さんの利用を継続したいとき	○	就労証明書 ※父母ともに1か月以上の育児休業を取得する場合は、提出が必要です
同じ世帯の方が身体障害者手帳・療育手帳などの交付を受けた場合	○	手帳のコピー
転園したい	○	新規に申請が必要です
その他の家庭の状況に変化があった	○	状況により必要な書類が異なりますので、ご相談ください。

※児童と同敷地内に住む（世帯分離を含む）、65歳未満の祖父母・おじ・おば等がいる場合はその方の証明書類も必要です。

※保育要件がないにも関わらず保育所等を利用した場合は、退所していただいた上で、保育にかかった実額を請求させていただきます。（実額とは、市から施設への委託料として払っている額のことで、国の公定価格に基づいて計算されます。）